

石岡市内には多くの遺跡（周知の埋蔵文化財包蔵地）が存在しています。しかし、遺跡は宅地造成や土木工事などの開発行為により破壊されてしまう危険性が高く、また一度破壊されてしまうと、現状に戻すことができません。

そのため、遺跡内で土木工事等を行う場合には文化財保護法に基づき、事前に茨城県教育委員会への届出が必要となり、その保護措置に対する判断を茨城県教育委員会が行います。

従来は、教育委員会と開発部局、農業委員会等がバラバラに対応していたため、齟齬が生じていました。今後は開発などを計画する際には、以下のフローチャートを参考に、事前に文化振興課にて埋蔵文化財の所在の有無についてご確認下さい。

なお、石岡地区については、遺跡の範囲内及びその周囲100m以内の開発計画について、照会の文書の提出をお願いしています。八郷地区については、遺跡の範囲の見直しを図っているため、すべての開発計画について、照会の文書の提出をお願いしています。照会の文書を提出いただいた後、おおむね1週間以内に現地を確認し、回答いたします。

また、試掘調査の費用は基本的に市で負担いたします。しかし、やむをえず発掘調査となった場合の調査費用は、共同住宅や店舗建設といった営利目的の場合、事業者の協力のうえ、負担をお願いしています。ただし、個人住宅といった非営利目的の場合、市で負担いたします。

